

今月のコンテンツ

- マイナンバー特集 ~マイナンバー講座その 4~
- 労災保険料のナゾと注意事項
- 無期転換ルールの特例

- 健康保険の扶養認定
- 社会保険資格取得後の標準報酬月額訂正
- ビジストスタッフの非日常...大西・磯部

マイナンバー講座~その 4~
講座の振り返りとセミナー内容告知

早いもので、マイナンバー制度の開始まで残り半年を切り、2 月号より連載が始まった当講座も 4 回目を迎えました。制度の概要、マイナンバーの利用、制度運用に伴う懸念について、主として内閣官房・厚生労働省・特定個人情報保護委員会ガイドライン(事業者編)等の公的な機関による公開情報の内容を簡潔にまとめてお知らせしてまいりましたが、当講座の仕上げとして今回は第 1 回~3 回の講座のおさらいをしていきたいと思います。もう一度、不明な点や懸念していることを整理していただければと存じます。また 5/13 に開催のマイナンバーセミナー講座内容もお知らせいたします。

第 1 回 マイナンバー制度の概要について

マイナンバー制度とは「**社会保障・税番号制度**」の略称で、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として制定されました。住民票を有する全ての人に付番される数字 12 桁の個人番号で転籍などがあっても番号は一生変わりません。行政機関と関係機関の業務間に情報の連携を持たすことにより、手続きの利便性向上、また給付金等不正受給の防止など公平な社会の実現などをマイナンバー制度のメリットとして国は挙げています。

平成 27 年 10 月より住民票の住所宛に通知カードが郵送されます。運用は平成 28 年 1 月から、雇用保険手続き、税関連(源泉徴収票・年末調整等)でまず開始されます。

第 2 回 マイナンバー取扱のガイドライン
(ガイドラインの項目)

- ①取得:本人確認
- ②利用:目的外利用の禁止
- ③移送:番号を移送する際の安全管理措置
- ④保管:番号を保管する際の安全管理措置



愛称: マイナちゃん

編集こぼれ話

好きな月ベスト 3(超個人的)にランクインしている 5 月になりました。ちなみに 5 月が好きな理由は①気候が穏やかで過ごしやすい②GW があっていっぱい休める③旬の食べ物が出回る、といったところでしょうか。特に毎年心待ちにしている新じゃがや新たまねぎ、ソラマメなどはシンプルな調理法でも美味しく、丸焼きに丸煮、丸蒸しと丸々のまま豪快に頂くと身体の中が五月晴れになります!皆様も自然の力を吸収して元気に 5 月をお過ごしくださいね。

- ⑤廃棄・消去:廃棄・消去の記録を残すなどの安全管理措置
- ⑥委託:安全な委託先の選定、個人情報保護に関する契約の締結、定期的な委託先管理
- ⑦提供:法令で定められた機関(年金事務所・ハローワーク・税務署等)のみに提供可

第 3 回 運用開始に伴う懸念と課題

(マイナンバー運用上の懸念・課題)

- ・従業員からのマイナンバー取得法と取得時の本人確認
- ・「目的外」利用の禁止について
- ・安全管理措置に対する準備
- ・特定個人情報の安全管理措置

5/13 開催「マイナンバー対策セミナー」概要

第一章 制度の概要

今までのおさらいとしてマイナンバー制度概要の確認

第二章 マイナンバーのライフサイクル

マイナンバーの取得~利用~保管~廃棄までを情報のライフサイクルとして具体的な利用場面をイメージ化

第三章 会社における取扱場面

本人確認→事前取得→利用→第 3 者提供→委託。場面ごとに必要な処理の整理。マイナンバーの具体的な利用場面(入退職時の諸手続き等)を例に会社として考慮すべき点の解説

第四章 安全管理措置

リスクを認識してどこまでやるべきかを考察

第五章 まとめ

マイナンバー対策として会社がやらなければならない事/やってはいけない事/やったほうが望ましい事について

*第五章の具体的な内容は 6 月開催の

「第 3 回労務改善定期セミナー~マイナンバー制度の開始に向けて~中小企業のやるべきリスク対策」にて解説いたしますので奮ってご参加下さい!

さて 2015 年も半ばに差し掛かってまいりました。マイナンバー運用開始に向けた動きも具体的になってきています。5 月より日本年金機構では年金番号に住民票コードが収録されていない被保険者に対して「住民票住所申出書」の送付を開始しました。収録したコードを基に基礎年金番号とマイナンバーを紐付ける為です。従業員の方からこの申出書についての問合せがあった際は、上記の旨をご案内下さいませ。ビジストスタッフのマイナンバーの知識も日々蓄積されてきています! (モリモト)

労災保険料のナゾと注意事項

細谷 明子

新年度になり、年に1度の手続きである労働保険料の年度更新処理が近づいています。今回はその労災保険のお話です。



従業員が勤務中や通勤途中に事故にあつてケガをした場合、労災保険から給付が出るということはご存知でしょう。しかし、この保険、ちょっと特殊です。というのも、会社で手続きするその他の保険、雇用保険や厚生年金保険、健康保険などは誰が被保険者かを届け出します。ところが

労災保険は個別の従業員名を届け出しませんよね。労災保険は雇用形態に関係なく、ほぼ全ての従業員にかかるものなので個別に氏名の把握をしていないのです。従業員保護の観点で導入されている保険なので、会社が保険加入の手続きをしていないからといって従業員が労災保険の適用を受けられない、というような不利益も起こらないようになっています。また、保険料は従業員負担ゼロ、会社が全額負担します。保険料の算出方法は、その年度に従業員に支払った給与総額に保険料率を掛けて算出します。この保険料率、業種によって異なります。事故がよく発生する危険な業種は保険料率が高めになっており、業種数は現在 54 種類に区分されています。平成 27 年度は労災保険料を算出するこの保険料率が改定されました。54 業種のうち、料率引き下げとなったのは 23 業種、逆に引き上げされたのは 8 業種です。こここのところの傾向としては、労災の発生は減少傾向、そのため料率も引き下げ傾向です。

ちなみに、労災保険の料率が一番高いのは、「金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業」です。実はこの内容、社会保険労務士試験対策として受験生は覚えるのですが、今までは「水力発電、ずい道等新設事業」でした。私もそれで覚えた記憶がありますが、今回の料率改定で変更になっています!時の流れを感じます!



さてさて…そうすると労災保険料は業種によって大きく異なる、ということが分かります。そのため、会社の業種が何に当たるのか、を間違わないようにしなければなりません。また、労災保険の適用は、「会社単位」ではなくあくまでも「事業場という場所単位」なので、支店など複数拠点がある場合、その一つ一つで保険を適用する必要があることにも注意が必要です。同じ会社なのに各拠点ごとに手続きしなければならぬのは事務が煩雑になりますから、同じ業種であれば「一括」という方法で処理をまとめることができます。労災保険一つをとっても手続きは奥が深いです。労災保険の手続きのような専門業務は、ぜひビジストにアウトソーシングすることをお勧めします!

無期転換ルールの特例

尾崎 貴子

平成27年4月1日に「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が制定されました。

この特別措置は、平成25年4月1日に施行された労働契約法で同じ使用者との有期雇用契約が5年を超えて反復更新された場合に労働者の申込みによって無期の契約に転換するといった無期転換ルールに対する特例です。



対象となる労働者は以下となります。

- ① 高度の専門職で年収見込みが1,075万円以上となる人等（医師、弁護士、公認会計士、一級建築士…）
- ② 定年に達した後引き続いて、同じ使用者に雇用される有期雇用の労働者（継続雇用の高齢者）

ここからは、多くの企業さまで対象となるであろう上記②の方について説明します。

継続雇用の高齢者は、あくまでも同じ使用者に定年前から雇用されている労働者となるため、他社で60歳で定年退職された方を、新たに有期労働契約された場合その方は特例の対象とはなりません。ご注意ください!!



また、この特例は自動的に対象となりません。労働局に特例を受け取るための手続きが必要です。

- ① 労働局に計画を作成し提出申請し認定を受ける（本管轄に労働基準監督署経由も可）
- ② 認定されたことを明示する（労働条件通知書など）



厚生労働省HPIに、申請のための書式や労働条件通知書書式がありますのでぜひご活用ください。

申請の際には雇用管理に関する措置内容を添付することが求められます。雇用管理措置をしていることの証明として、毎年7月15日までにハローワークから提出を求められている『高齢者の雇用状況報告』の写しを提出することが可能です。

(※高齢者雇用状況報告:企業全体の常用労働者が30人以上は提出義務です)

労働局から出される認定通知書には期限はなく、平成25年4月1日以降の契約まで遡り適用されます。無期転換者が出るであろう時期は、まだまだ先のことだとお考えの企業様もあるかと思いますが、お手続きはお忘れなく!!

健康保険の扶養認定

森本 雅子

毎年4月になるとお客様より健康保険の扶養異動手続きのご依頼をたくさん頂戴いたします。お子様のご就職により扶養からはずされるパターンに加え、3月末でご家族の方が会社を退職された為、扶養に追加するという依頼も頂戴いたします。



この追加する手続きの際にお客様からよく問合せを頂く、健康保険(政府管掌)の「扶養認定の条件」についておさらいをしてみましょう。

<扶養認定の条件>

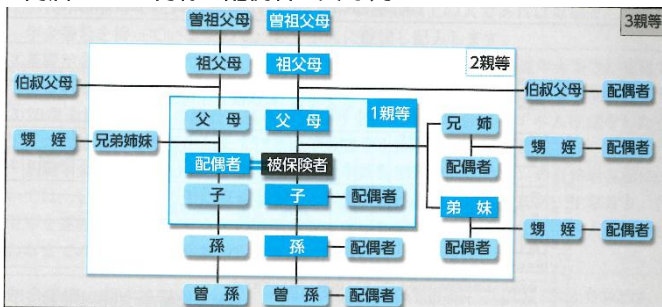
①見込みの年収額

被扶養者になる人の年収は130万円(60歳以上は180万円)未満となっています。この場合の年収とは、被扶養者になってから先の収入の見込みを指します。例えば4/1付で被扶養者になる場合、3/31までは会社勤めで月20万の収入があったが退職後の4/1以降はどこからも収入が入ってくる見込みが無い、という場合の年収は0円となります。しかし雇用保険の失業手当が支給されるようになると、認定の条件から外れるケースがあります。年収130万円を日額に置き換えると3,611円です。ハローワークで失業認定の手続きをした際に発行される「受給資格者証」に日額が記載されていますので確認が必要です。給付日額が3,611円を超える場合は、支給開始日より被扶養者から外れる条件になるので注意して下さい。

②被保険者との続柄

被扶養者として認定される続柄は以下の通りです。

- 1.配偶者、子、実父母、孫、祖父母、弟妹
- 2.上記以外の3親等までの同居家族
- 3.同居している内縁の配偶者の父母、子



1.の続柄で別居している場合の条件が少し複雑でよくお問合せを頂戴します。

例えば別居している親を被扶養者にする場合は、仕送りしておりその額が親の年収より多くないといけません。また兄弟姉妹でも弟・妹は別居していても扶養家族になり得ますが、兄姉は同居が条件と、少し分り辛くなっています。

以上を踏まえて、健康保険の資格を喪失した家族がいらっしゃる場合は、次に入るべき保険について確認してみてください。

協会けんぽのHPに「チャートで確認!健康保険扶養認定」というページがあります。Q&Aに答えていくだけで認定の結果がわかるすぐれものです!

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

社会保険

取得手続き後の標準報酬月額訂正

平井 佳代子

新入社員が入社し、各会社様で社会保険の資格取得手続きをされていることと思います。

そこで今回は、社会保険の資格取得時に届け出た標準報酬月額を訂正するケースをお伝えします。



Q: 社会保険資格取得手続き後、当初見込んでいたよりも残業が多くなり、残業手当が増えてしまいました。この場合、標準報酬月額を訂正する必要はあるのでしょうか。

A. 訂正する必要はありません。

標準報酬額は、被保険者が受け取る給与を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定します。標準報酬月額の対象となる報酬は、労働の対償として受けるすべてのものが対象となり、具体的には、基本給や役職手当、通勤手当、家族手当といった諸手当などを含めて計算することになります。そして残業手当については、被保険者が資格取得日以降に支給される金額を見込んで、報酬に含めて計算することになっています。残業手当の見込みと違ったとしても、標準報酬月額を訂正する必要はありません。それでは標準報酬額は実際の報酬月額を反映していないということになりますが、このような場合、毎年1回、7月に行う定時決定(算定基礎)で標準報酬額を見直すこととなります。(固定的賃金の変動により、残業手当が増えた場合は、随時改定(月額変更)で標準報酬月額を見直します)

Q. 標準報酬月額を訂正する必要があるのは、どのようなケースでしょうか。

A. ★固定的賃金や手当を含めていなかったケース

★報酬の算出にあたっての明らかな計算があったケース

訂正する場合は、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の上部余白に「資格取得時報酬月額訂正」と記載して届出ます。報酬月額については、記入欄に正しい数字を、その上段に赤字で誤った数字を記載することになっています。併せて、備考欄に訂正の理由を書くこととなります。



ビジスタッフの非日常！

焼き立てパン



大西 美佳

カード会社のポイント交換で、以前から気になっていた、ホームベーカリーをゲットしました。

わが家の朝食は、パンなのです。初めてのパン作り。ちゃんとできるのかドキドキです。といっても、材料を入れるだけなのですが。

強力粉、イースト菌、バター、砂糖、塩だけ。コツは材料をきちんと計量して入れることのようにです。

はかりは持っていますが、アナログ

で、5グラムずつしか目盛りがありません。

1.4グラムのドライイーストは目分量……。しかし、上手に美味しいパンが焼きあがりました!!

中はふわっふわっで、外の皮はパリッとしていて、美味しくて驚きました。朝から贅沢な気分になれます。いまは2日に一度、パンを焼く毎日です。そして、失敗したくないので、電子計量できるお料理用のはかりを買いました。が、単位は1グラム。小数点は図れない。やっぱり目分量、安物を買ったばかりに(笑)

話は、変わりますが、先日、ビジスタッフの平井さんが結婚されました。月次会議のあと、お祝いをしようと企画しました。

そこで、ふさわしい場所として、森本さんの自宅1階が、カラオケ喫茶ということで、そこで、お祝い会やろうとなりました。腹ごしらえ

は、すぐお隣の、お魚が美味しいお店でした。マスターご自慢の日本酒がどんどん出てきます。次から次へとおかわりし、何杯のんだんでしょねえ。ビジスタッフの酒豪は、3人に増えました、いったい誰でしょう。私は、いつも一杯しか飲みませんので私以外の……



そして、サプライズのケーキの準備は、なんと、森本さんのお母さんが、近所のケーキ屋さんで事前に予約してくれました。

これでーす↓



とびきりの笑顔で喜んでくれた平井さん

ケーキの上にはとっても可愛いデコレーション
♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡



末永くお幸せに〜♪

カラオケ喫茶『歌姫』
行ってみたい方は、森本までお問合せください!

故郷

磯部 和代

最近、出身地の群馬県高崎での仕事も多くなり、高崎に新幹線で足繁く通っています。人口38万人ですからなかなかの都市です。

楽しみなのは仕事が終わった後の食事で、高校の同窓生と高崎のレストランに行きます。仕事の後で疲れていても気分転換になります。卒業してからたまにしか実家には帰る機会がなかったのと、友人たちと会えたのも同窓会であってからのため、30年くらいあっていなかったことになります。本当に不思議なもので、その年月というのはあまり感じません。

地元自慢ではないですが、群馬の人は大変優しく、いろいろと面倒を見てくれたり、心配りがありがたいです。

高崎に帰って驚くのは、レストランや食事が安いということです。2000円くらいでスパゲッティと野菜サラダ、そこにピザが食べ放題でテーブルまで運んでくれるサービスつきです。



高校までは、寒い、風が恐ろしく冷たくてこんなところには住みたくなかったと思っておりましたが、年齢を重ねるとこうも考えは簡単に変わるものだと思います。

今は高崎の発展に貢献できればいいなと思っております。